

○田村吉茂(1790-1878)、明治6年(1873)『農業自得』序文

私が読み書きを始める年頃になった時、家は貧しかったが、親は慈悲深く、寺子屋入門を奨めた。だが、生まれつき勉強嫌いな私は、返事もせず黙っていた。親は自宅で教えようとしたが、私は全く習おうとしなかった。

母は「お前のように手習いが嫌いなら、乞食になるほかはない」と言った。祖母は「この子は小細工が好きだから、大工にでもさせてはどうか」と言った。父は「大工でも、読み書きができなければ、番号付けすらできまい」と釘を刺した。

...

私が18歳になった時、祖父と伯父が「今度、算術家が村を訪れ、村内の若者へ算術稽古してくれるそうだ。お前もぜひ算術を学ぶがよい。必要なことは全て面倒みてやる」と奨めた。

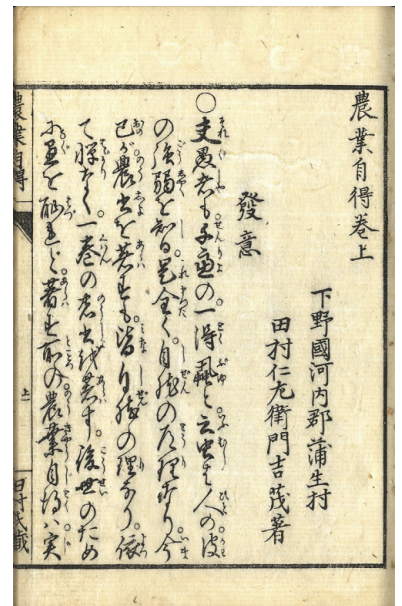
だが私は、「ろくに手習いしていませんし、今度の約40日の算術稽古に参加しても、習得できるとは思えません。師を頼んで身に付かなければ、かえって恥さらしになると思います。せっかくのご厚意に背いて申し訳ありませんが、どうかお許し下さい」と言うと、2人は「それも道理」と聞き入れた。...

*後に日本有数の農業指導者となった^{しもつばのくにがもう}下野国蒲生村(現・栃木県上三川町)^{かみのかわまち}の名主、田村吉茂の少年時代。晩年は優れた農業指導者と仰がれ、国学者の平田篤胤は彼を東日本を代表する「農聖」と絶賛。

*少年時代は読み・書き・算盤を一切拒否。農業だけは一生懸命勤めた。

*子供が嫌がる手習いを親が無理強いしなかった。→『親父の小ごと』に「子の言う事は九ッ聞くな」とあるが、吉茂の場合、子供(吉茂)の意見に親達が全く同調。

*吉茂は「無師を許されてからは、ますます農業に出精した」と語るように、以後30年間は農業に没頭し、50歳で息子に家督を譲り、一転、著述に専念。52歳時の『農業自得』を始め、子孫のための家訓など多くの著作を残した。中には『農童心得草』『手習鏡』などの読み書き教科書も含まれる。手習い嫌いの少年が、晩年には子孫に手習本を書き与え、読み書きを奨励した。

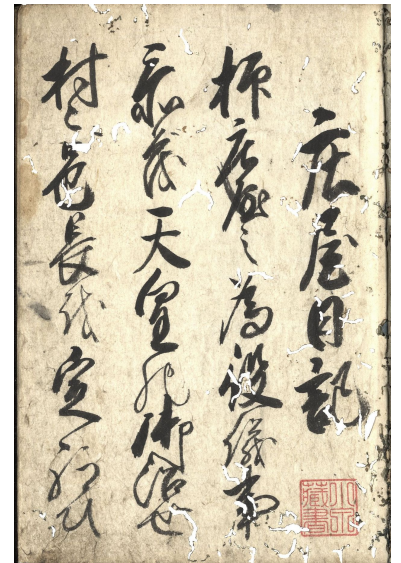


○庄屋は激務

- ・名主(関東)=庄屋(関西)=肝煎(北陸・東北)、組頭、百姓代の「村方三役」を中心に村を運営
- ・村共有の山野地(入会地)・用水の管理、治安・防災等に必要な経費は、村民が共同で負担
- ・村名主(庄屋)は、郡代・代官の支配を受け、又は大庄屋の下で、村内の民政を司った役人

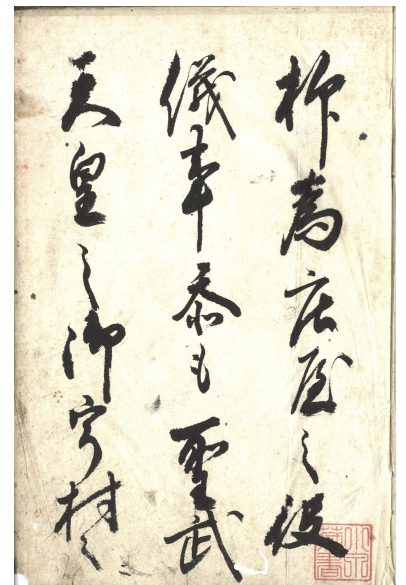
【文政3年(1820)『庄屋日記』】 *写真下段は文政4年『庄屋往来』

- ・庄屋はまず天皇から与えられた役職であり、公方・将軍家から国司・領主・守護・地頭、郡代・奉行・代官までの命令を受け、これを村内の年寄・肝煎・組頭・長百姓・後家・^{かんか}継寡まで厳重に申し渡したり、下々に異変があればすぐにお上に届ける職分である。
- ・庄屋たる者は『御成敗式目』や様々な往来物、「四書・五経」等の和漢書を学んで身を修め、正直・始末・俟約を第一として務め、知恵・才覚をめぐらして、堪忍の慎みを守らねばならない。
- ・具体的な職務として、村内経営に必要な帳簿類の整備、切支丹宗門や御高札制禁の監督、養子縁組・出奔・病死など村内人員の掌握、寺社宗門の監督、関所通行手形の管理、村内における賞罰経営等がある。



【庄屋(名主)は激務】

- ①徴税事務(年貢割当から完納まで)
 - ②法令遵守(上意下達^{じょういげだつ}、賞罰、訴訟等)
 - ③戸籍事務(人別支配、出生・死亡・移転・相続の掌握)
 - ④土地経営(田地・道路・用水等の管理、新田開墾等)
 - ⑤文書管理(公文書保管、関所手形・願書・契約書の奥書等)
 - ⑥その他(巡見対応^{じゆんけん}・救荒・弱者救済等)などの全責任を背負う。
- ・農村支配の末端役人として年貢徴収その他の職務を遂行しつつ、村の代表として村民を掌握していかなければならなかった。
 - ・そのほか隣村地域との調整もあり、庄屋には相当の器量と人心収攬^{しんしゆらん}の才が求められた。



○庄屋の後継者育成

- ・まず庄屋見習いとして諸役代行、さらに、役人や村民など大勢の人々と接しながら、長期間にわたり習得。

【濃尾平野南西部・西条村の庄屋・西松権兵衛『西松日記』】

- ・息子・謙介9歳の正月から、父の名代で親類等への年始挨拶
 - 読み書き学習とほぼ同時に、親戚づきあいなどの庄屋教育を開始
 - 年齢と共に徐々に責任の重い役割を任せた。
- ・12歳時には「捨て子養育費」を養育先に届けさせた。
- ・13歳からは親元から離して私塾入門。師家に寄宿して本格的な学問を開始。
- ・17歳・元服時に、親類・地縁を招いて後継者のお披露目。
 - 体調不良の父に代わって役所や洪水被災地への出張、会所での会合や寄合への出席など数々の実地経験を積ませた。
- ・18歳の謙介に庄屋役を引き継がせるべく、役所へ退役願い
 - 役所は「2、3年待て」と却下。生来病弱な謙介は20歳で夭折、血の滲むような父の努力は水泡に帰した。

○庄屋マニュアル『(家風) 親子茶呑咄』

- ・現・兵庫県養父市八鹿町の大庄屋・西村次郎兵衛(40代初め)が安永8年(1779)に著した庄屋心得書。
- ・3歳で母、12歳で父に先立たれ、数年間叔父の庇護を受けるが、18歳の夏からは一人で生活し、苦勞の連続。
- ・30歳で大庄屋役に任命され、近隣の村役人に尋ねながら10数年、職務を全うしてきた。
- ・「親子茶呑咄」は159丁(318頁)に合計6万2000字で綴られた大部な書で、全26章から成る。

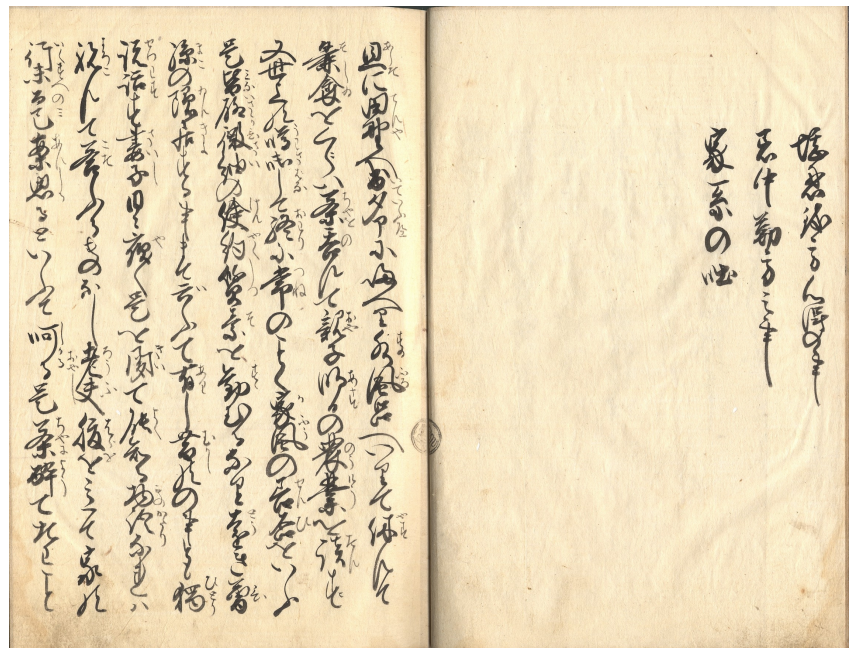
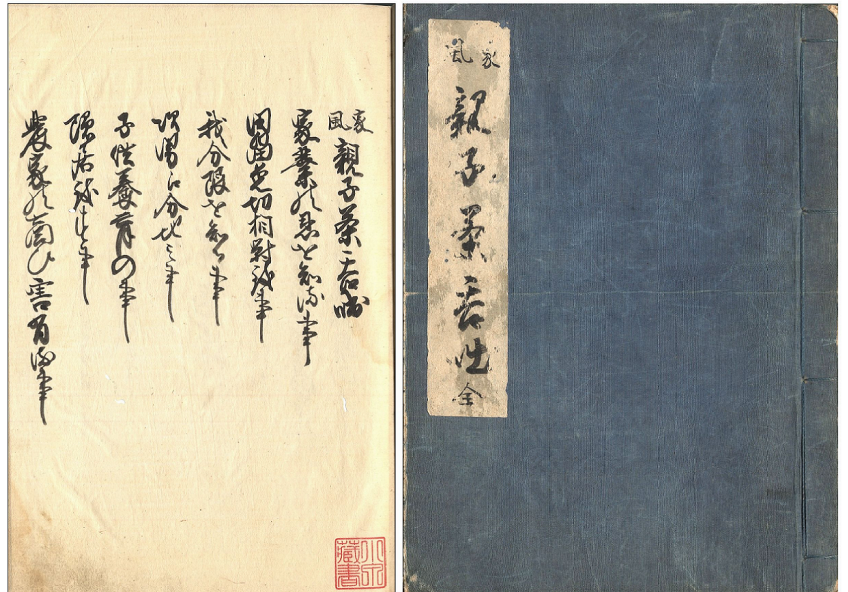
【序文】

朝に田野へ出て夕べに帰り、水風呂に入って休んで、麩食を食べ茶を飲んで、明日の農業の話や世間の噂話をした後は、いつものように老父が家風の善悪について述べる。

それは常に、細かい質素儉約の教訓で、曾孫が隠居する先の事まで説教したり、昔あった事などを独り言のように話す。妻子は毎晩のように聞かされ、よく耳にしている話なので、喜んで応える者もない。老父は腹を立て「家の行く末ばかりが案じられるものを…」と言って家族を叱る。

本書は、茶に酔った戯言である。若い者にはおかしく、甚だ嫌なものだが、私はすぐに茶に酔って夜も寝られず、くどくど思うことは皆「猿猴が月(出来ない事を願い失敗する譬え)」で、雪を積んで山を作り、明日の食を今日食べて置くような、とても不可能な事ばかりで、口にしない方が良く、言ってしまうとぐっすり寝たいだけの気持ちである。

本書の心得を、後々まできちんと守るように強制する事は叶わなくても、一つでも用いてみようと思う事があれば用いるがよい。単なる浮世の噂話と思って聞いて欲しい。



【「先祖の親心」——先祖崇拜】

- ・農家の盛衰はめまぐるしく、わが家もいつ破綻するか分からない。だから、一族に難儀が生じたら、「どんな子孫も見捨てない」「できの悪い子孫ほど可愛い」と思う先祖の親心を推し量って、一族を救うために最大限の援助をせよ。先祖に不孝をする者は必ず零落する。

【先祖から子孫にそのまま受け継げ——「預かり物」思想】

- ・全ての財産は当主の所有物ではなく、先祖から頂き、やがて子孫へと受け継ぐものだから、当主が田畑を手放さない方法が最善であり、当主の意思に反して田畑を取り上げるのは非道である。もし田畑を買い取る場合には、相手に有利になるように高値で購入せよ。

1)家業の恩を知る事……家業を全うできるのも先祖、国の平和、小作人のお陰。一村の指導者として農村経営に全力を注げ。村民の困窮を救うには日頃の儉約が重要だ。

【第1章に「家業の恩を知る事」を掲げる意義】

・家訓の冒頭は最重要項目が多いように、第1章は子孫に最も伝えたかった事柄であろう。強調点は次の3点。

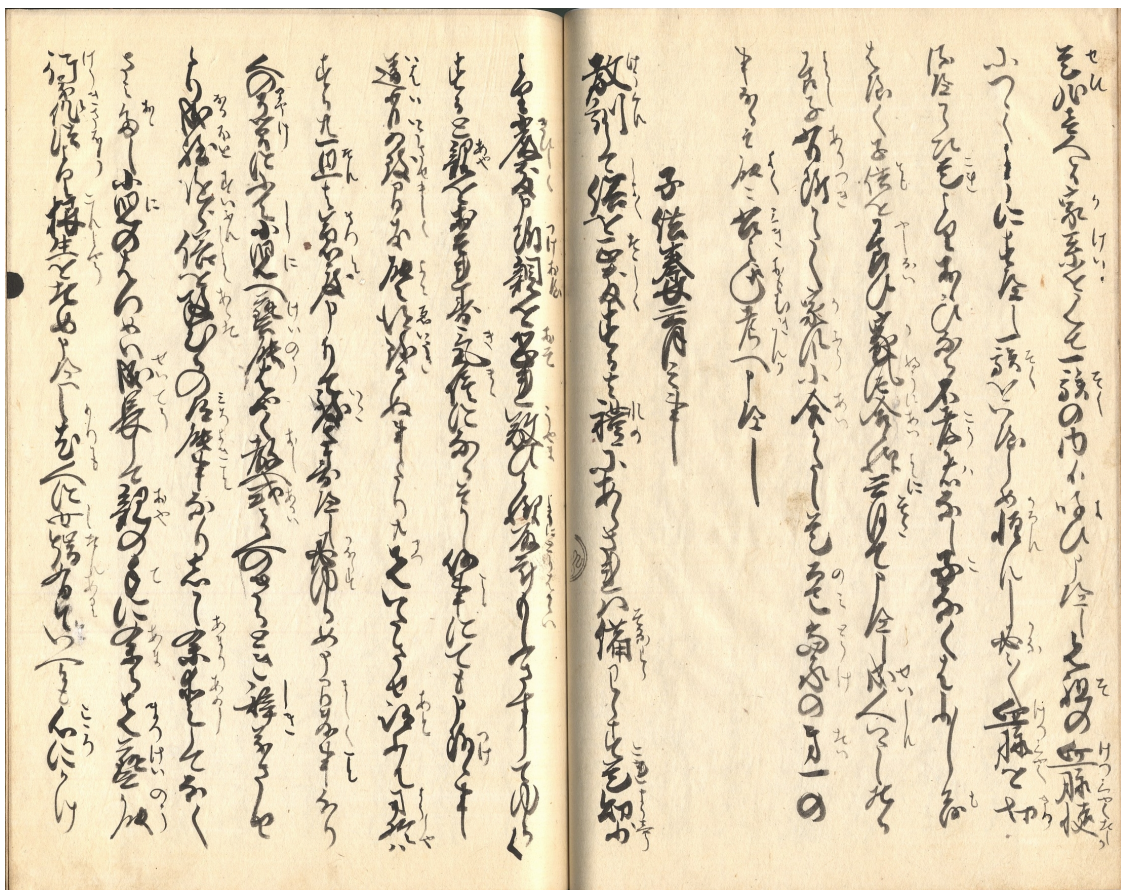
- ①先祖・国家の平和・小作人のお陰で家業が成り立つこと
- ②村に必要な堤防・用水・溝・溜池などの社会資本に対して誰よりも多く出資すべきこと
- ③凶年や飢饉時には小作人に可能な限りの米を貸す一方で、新田開発を行い、その日雇い賃金で人々の困窮を救うべきで、そのために日頃から儉約を徹底すべきこと → 自分のための節約(吝嗇)ではなく、人助けのための節約(儉約)

2)田畑免切り用捨相対致す事……年貢率査定の心得。出来・不出来の差は必要だが、不精者が生活難になる程の無慈悲はならない。

3)我が分限を知る事……家計を上手に保て。時には不慮の出費があるので、過去10年の平均収入の「三分の二暮らし」を心掛け、万事儉約に努めよ。

4)次男へ分地の事……長男の身持ちが悪ければ、次男を跡継ぎに。先祖から頂いた家督を減らしてはならない。

5)子供養育の事……幼少より厳しく育て、親を恐れるように仕付けよ。幼年から筆算を教え、13歳頃からは家業を仕込め。金銭教育や性教育にも心得が必要だ。



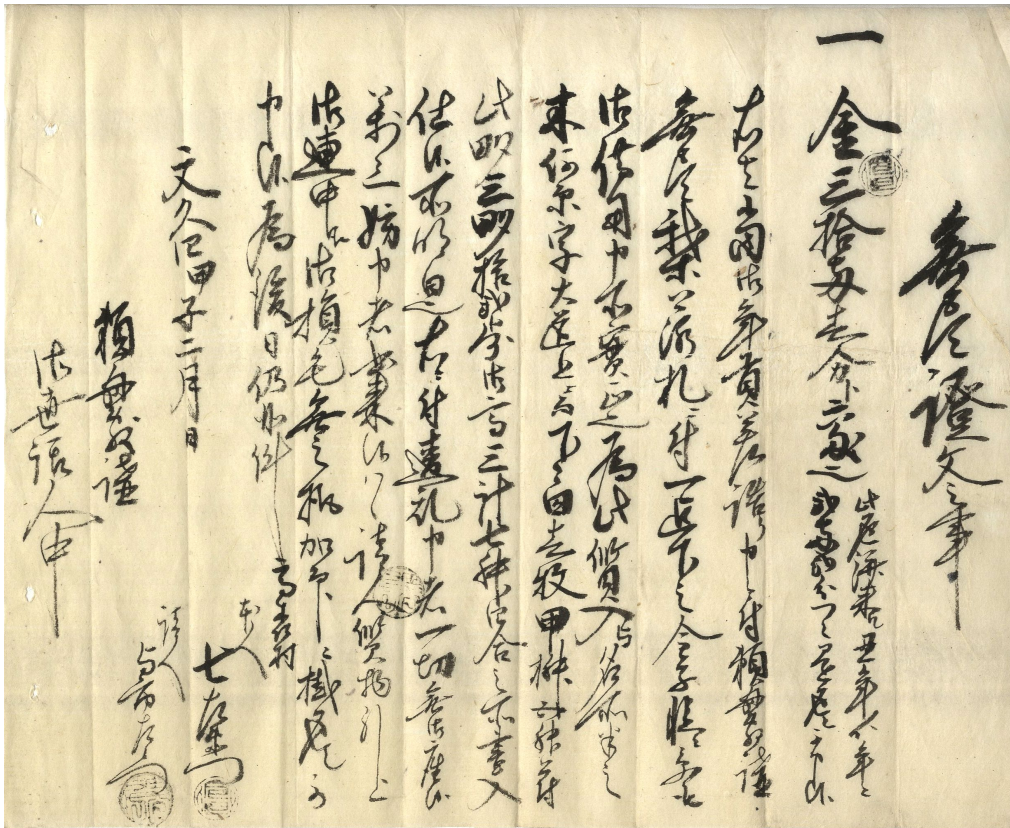
6)隠居致す事……隠居後は、後継者を批判して権威を落としてはならない。親子の不仲に悪が介入する。家のために良くないことは内分に忠告せよ。

【隠居後の心得】

- ・隠居後は、後継者の善悪を口外しないことが最も重要。
- ・後継者を戒める場合には「お前もすでに気付いているだろうが、このことは話したであろうか」と助言。
- ・他人からの相談事は「倅にもお話し下さいましたか」と尋ねて後継者を立てる。

- 7) 農家の商い害有る事……やむを得ず、子どもに商売をさせる場合は、その心得を十分教え、若干の元手を貸して商売させてみて、4~5年様子を見極めよ。
- 8) 頼母子の人数差加わる心得の事……頼母子(互助的金融組合)には加わるな。やむを得ない時は若干の支援金で済ませよ。

■無尽(頼母子)証文の事(文久4年)、30両1分6匁(約303万円)借用



- 9) 金銀貸借、物請判など心得の事……金を貸さぬ恨みは、取り立てる時の恨みには及ばないから、極力貸すべきでないし、借金の保証人になってはならない。

【借金返済から生じた一族内の殺人事件の戒め】

祖父の時代、気多郡府市場村の嘉一郎という者がいた。この男は当家の誓で、祖父の妹が嫁いでいた。嘉一郎は元々は大百姓で、気多郡の大庄屋を務めていたが、奢り者のため段々と暮らし向きが悪くなった。そこで、再起をかけて鉄山に手を出したところ、奢り者ゆえ取り締まりなく稼ぐので次第に損失が大きくなったが、大庄屋を務めていたため年貢を横領したため、年貢上納が滞って村中が迷惑した。

祖父は仕方なく嘉一郎の保証人となったが、奢り者の性格からなかなか上納しないため、取り立てに行った祖父と仲違いとなり、折り合いが付かず、妻(祖父の妹)へ無実を主張し、ついに妻を殺害。当家と絶縁となり、訴訟に及んだが、嘉一郎の主張は道理に合わず、鉄山と財産が全て没収・売却された。

しかし、それでも莫大な借金が残った。祖父はその保証人だったため、結局、当家が尻ぬぐいする羽目になったが、公儀の御慈悲で年賦返済で済ますことができたのである。

その記録は今も残っている。見よ、これが金銭から生じた災難である。

- 10) 奉加・勸化(寺社建立・修復等の寄付)等付く事……寺社への寄付は心の欲や邪見を除くため、神仏に感謝して献げるから尊い。

【仏の世界も金次第?】

勸化(勸進)帳を見て、「隣村の誰殿は近年暮らし向きが良いが、それですら五分の寄付。我等は一分でも家格に不相応である」と言うと、坊主は嘘眠りをしたようにして、さも殊勝げに「1分(約2万5000円)の寄進なら1分の仏、5分

なら5分の仏。50目(50匁約10万円)、100目(約20万円)も寄進する人なら、阿弥陀如来様がすぐに迎えにお出でなされ、負ぶってお帰りなされます」と勧めかける。

「いや、われわれは今すぐ浄土参りしてはならぬ身、多く寄進して極楽へ連れて行かれては困りますから、なおさら多く寄進することはできません」と断ると、あれこれ言われ、くたびれ果てて勸化帳に記帳して投げ返すと、坊主は有難く押し戴き、帰った後で、「あの売僧坊主(金儲けに走る僧)めに大損だ」と後で後悔を言い、酒を買って罪を重ねる。

11) 儉約の致し方の事……儉約は人のために節約することである。自分の衣食住を万事控え目にし、親の衣食住を整えよ。先祖の物で親孝行するのは甚だ容易であろう。

12) 人と参会致す心得の事……寄合の座席は大方決まっているが、やや下座に座り、何度か勧められたら従うのが礼儀。人の考えをよく聞き、謙虚に注意深く発言せよ。

【三辞三讓】

*「礼は三度を極とす」(熊沢蕃山『大学或問』)

- ①礼辞(礼として断る)
- ②固辞(あえて2度目も断る)
- ③終辞(3度目は非礼。ただし受けるべきでないものは例外)

13) 下人召使う心得の事……家来をゴミ扱すれば、主人は敵と思われる。無用な者は1人もいない。家来の個性を見極め、できるだけ慈悲をかけ、世話してやれ。

【奉公人を使う心得】

*奉公人が失敗しても強く叱らず、得心するように申し付けよ。失敗を二度と口にはしてはいけない。

*「奉公人は実意(誠意)がなく陰日向がある」と言うのは大きな間違い。元来、そう言う主人にも実意がないものだ。

*奉公人が病気で寝込んだら、主人自らが面倒を見てやり、同僚にも申し付けて薬や食事の世話をさせ、食べ物も少しでも良くしてやれ。

*奉公人の食べ物や着物を粗末にして、無慈悲で厳しくするだけでは、奉公人の陰日向や仮病は多くなり、一家の不利益も見て見ぬふりをするようになって得なことは一つもない。全ては主人の心一つである。

14) 妻子衣類等につき申し付け方の事……妻子には分相応に着せ、自分も見苦しくないようにせよ。婚礼以外は木綿のみ。親の着物があれば、生涯、新調してはならない。

15) 家居普請、ならびに諸道具の事……立派な屋敷持ちほど人の家を批判する。先祖が建てた家は大破しない限り建て替えるな。伝来の諸道具も修理しながら大切に使う。

16) 逼塞致し方の事……生活が困窮したら、家格を下げ、親類との贈答・交際を切り詰めよ。借金には頼るな。

17) 諸芸の農家害多き事……遊芸は全て無用。少しでも暇があれば筆算や学問を心掛けよ。

18) 酒宴の節心得有る事……酒の効用も多いが、時間・金銭の浪費、好色など不利益も多い。好んで飲むなら「1日1杯、一度きり」と決めよ。40歳までは断酒せよ。

19) 身の治め方心得有る事……常に村民の指導者たることを忘れてはならない。万事につけ是非・善悪を十分考え、わが身・わが家・村民に不利益な言動をとるな。



天保9 (1838)『やしない草 (初編・二編)』

20) 朋友善悪の事……心の友は少ない。相談事や依頼事には即答せずに、関係者の話を聞いたうえで返事をせよ。

21) 信心の致し方心得の事……信仰とは今日の自分の心を正すこと。

22) 神祭福を祈る咄……不正直・無慈悲・不誠実な者が神仏を拜むのは無意味。自分の非を改めてこそ加護もある。

23) 訴訟致す心得の事……まずは相手の道理と自分の非を考えよ。裁判の進め方にも心得がある。

* 最も長文の章。以下、拙著『江戸に学ぶ人育て人づくり』（角川SSC新書）33頁より引用。

【五、訴訟は用意周到・冷静沈着に】

訴訟に関しては、各章平均の約3.5倍の長文で実務上の心得を述べる。

まず訴訟に当たっては、相手の立場から自己を客観的に分析する冷静さを説く。すなわち「自分の非」と「相手の難儀」に着目して自らを客観視することが重要で、他者への非人情な仕打ちは決して良い解決にならないと戒めた。たとえ自分に非がなくても、相手の生存権を侵すほどの処分は「正道」ではないと考えた。「とにかく人も立ち、自分も立つように工夫すれば、多くの場合、訴訟にはならないし、仮に訴訟に及んでも、必ず勝訴する」というのが次郎兵衛の持論であった。

また、訴訟の相談を受けた場合には、仮に、村役人や百姓の意見が一致していても、庄屋である自分が納得できない場合や、初めから敗訴が分かり切っている場合は却下し、あるいは、他村とのトラブルが起こりそうな時には乱暴を仕掛けずに極力和解するように何度も示談交渉し、やむを得ず訴訟に及んだら確実な証拠を握って常に「正道」をもって主張せよと、訴訟の基本姿勢を教えた。

さらに具体的な訴状の書き方にも触れる。

訴状の書き方が未熟だと、十分に弁明できないことがある。例えば、自分の願う理屈ばかりで相手の非分を列挙しない場合や、理非ともに明記しても役所での詮議で申し開きできない場合である。後者は御法度筋の願いか、自分勝手な要求ばかりの願いか、証拠もなく粉飾した願いである。したがって、道理を十分に明記し、さらに、詮議の際に十分説明できるようにすべきである。

ここで言う「御法度筋」とは、例えば博奕や盗みなどを訴状に書くと、訴訟の本題に入る前に御法度に関する審議から始まることを指す。その際、確かな証拠がなければかえって不利になり、訴訟の時間も手間も余計にかかるため、最初から触れない方が得策だった。

また、審議中の答弁について、次のような忠告をしている。

- ① 役所で十分な道理を話すことは難しいので、心を落ち着かせ、ゆっくりと話す。
- ② 訴訟の相手が偽って当方の非を述べても、その場で反論せずに黙って聞く。
- ③ 役人から順々に詮議があるので、尋ねられたことだけに答え、余計な主張をしない。
- ④ 相手の発言ミスを取り上げて突き詰めることが重要なので、必ず心を静め、相手の発言を十分に聞く。

いずれにしても、勝訴するための答弁は能弁・不弁ではなく、「心の落ち着き」と「筋が通って分かりやすい発言」の二つに尽きるとした。

だが、次郎兵衛は「訴訟で勝つことは容易ではなく、負ければ自分の恥になるので、極力すべきではない。特に最終的に負ける訴訟は断じて避けよ。訴訟の動きがあれば、まずは内済ないさい（示談）に努めよ」と述べ、訴訟への慎重さと和解の努力を奨める。その際、「役所では内済に関する詮議が行われないため、内済のやりとりは訴訟の邪魔にならないが、内済の時に切り札を出してはならない」と忠告するあたりは、訴訟経験の豊富さを感じさせる。万が一のために最後のカードは残しておけと言うのだ。

そのほか、訴訟や口論はささいな言葉遣いから起こるため、一家の主は日頃から物の言い方を弁え、妻子や奉公人にも話し方を十分に教育せよと述べた。そして、その第一歩として、部下を叱責する主人の言葉遣いを戒めた。

例えば、部下に申し付けた事が、指示通りでなく間違っていた場合に、厳しく咎め叱ってはならない。余りに厳しく叱り、不始末で無意識のうちに起こした間違いをまるで故意のように非難すると、部下は己の非を改めるところか、かえって主人を恨み怒る。子どもですらそう思う。

その時には強く叱らず、「指示通りではないが、どうしてか」と穏やかに尋ねよ。その時、部下が自分の不

始末に気づけば、過ちを改めさせればよい。叱らずに、よく利害を言い聞かせ、以後気をつけるように諭せ。そして、部下の過ちを繰り返し言わないことだ。これは非常に見苦しく、かえって部下は主人に服従しようと思わなくなる。…

まず柔和に事情を聞いてみよ。十中八九、人には相応の理由がある。また、聞き違いや、主人の指示や話し方の不備から起こる間違いも多い。部下を叱りつけた後でよくよく事情を聞いたら、主人に非があった時のばつの悪さは恥ずかしいものだ。

簡単なようだが、上に立てば立つほど潔く謝罪できないのが、この世の常である。

このほか、訴訟前の示談交渉中は十分な思案をするために即答を避けることや、往来での喧嘩には極力関わらないようにし、やむを得ず喧嘩に巻き込まれたら、相手が手を出してきた後に正当防衛として応戦すべきこと、さらに「境論」の争いでは自らが譲歩して必要な田畑を購入せよとも説いている。

以上のように、次郎兵衛は訴訟やトラブルに精通していたが、自らは人と喧嘩や訴訟をすることがなかった。そんな彼は、対人関係のトラブルを回避する秘訣として、「何事も初めに念を入れる」「独りを慎む」「万事、理非・得失を熟慮する」などを忠告している。

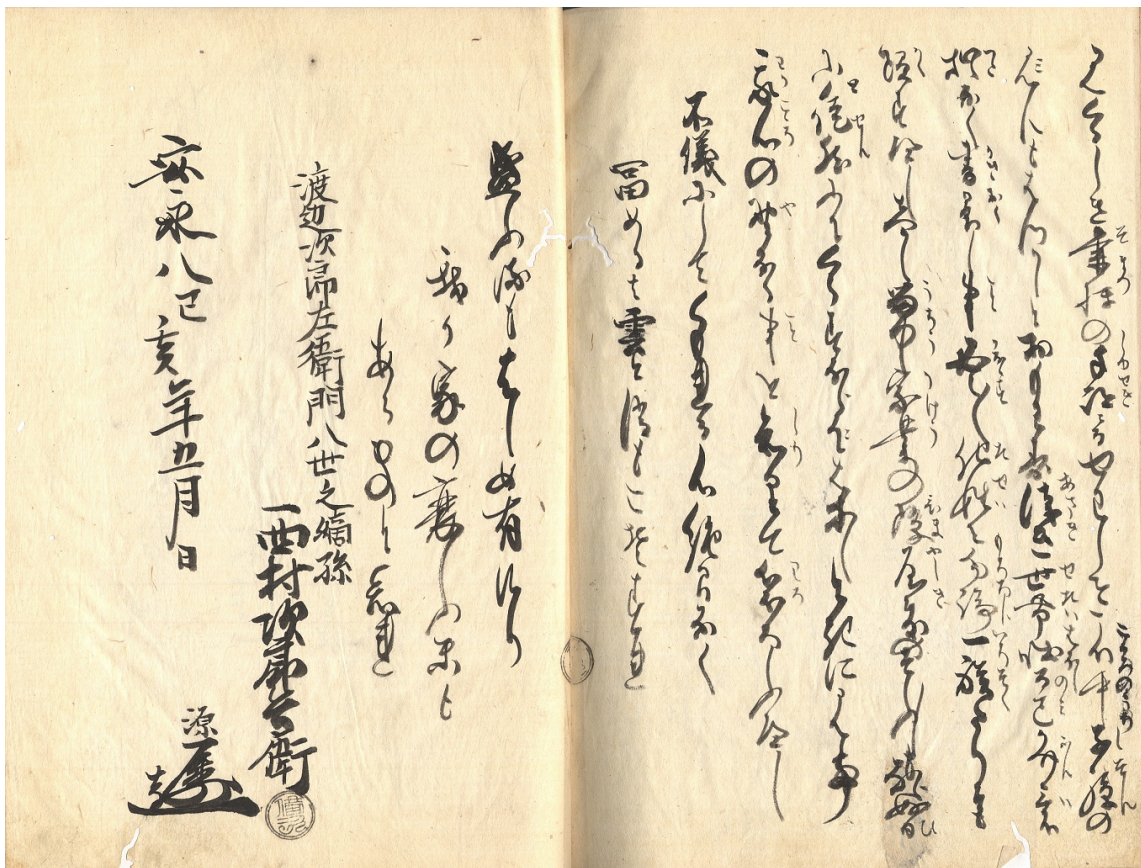
24) 堪忍致し方心得の事……心の備えが無いと晩年に難儀する。若い頃から心をしっかり修め、堪忍に努めよ。

25) 忌中勤め方の事……喪中には万事慎み、怒りを起こすな。朝夕の読経を怠らず、墓参等を勤めよ。菩提を弔うのに儉約は無用。だが葬礼はその時の分相応で良い。

26) 家系の咄……先祖以上の繁栄を願わず家業を守れ。

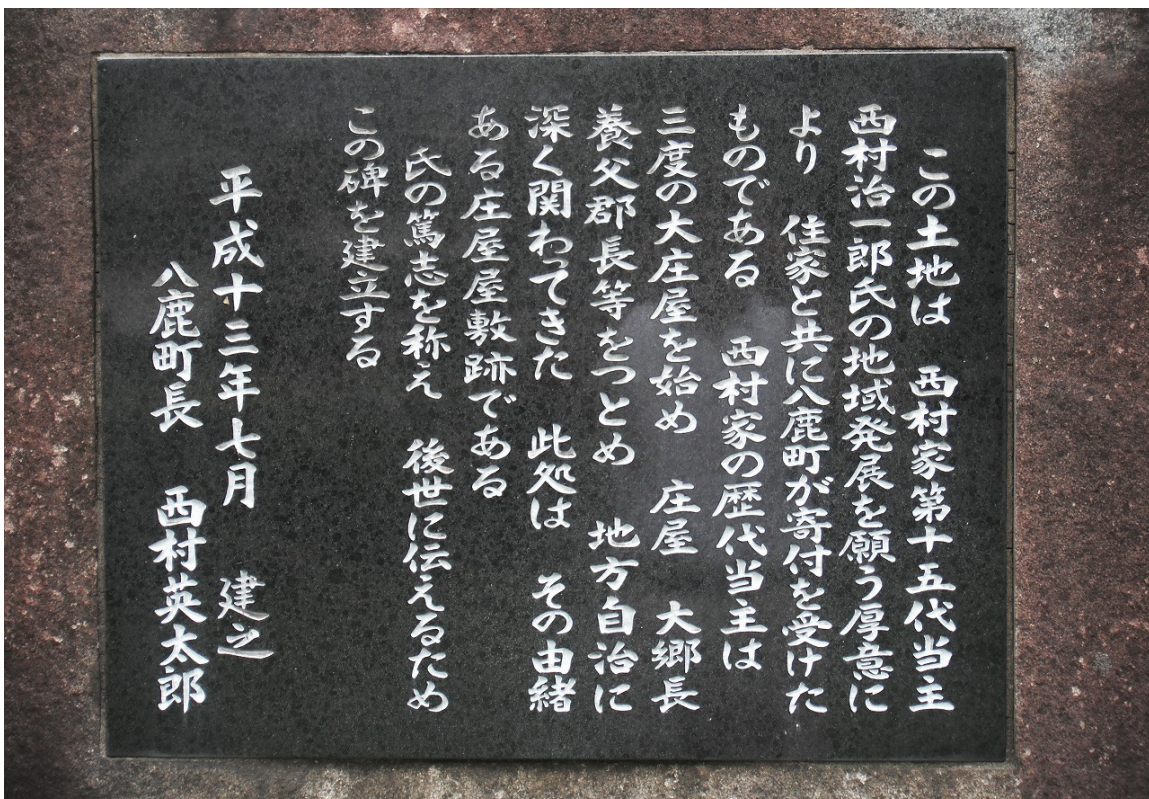
【庄屋と主人の心得を綴った全26章の『親子茶呑咄』】

・先祖伝来の家業と財産の維持、先祖への感謝と一族繁栄などを柱とし、そのための具体的な処世訓は家業出精、家業・家職の存続、家政全般(家計維持や奉公人掌握等)、金銭貸借と財産保全、困窮時の対策、子育て・家庭教育(読み書き・家業・金銭・性教育)、学問・諸芸の考え方、後継者の選択と育成、相続と隠居後のあり方、社交儀礼や親類づきあい、庄屋の品格・自覚、衣食住の質素儉約、信仰と先祖供養、訴訟・示談の実際とトラブル回避など広範囲に及ぶ。→ 西村次郎兵衛が苦勞の連続で体得した生活の知恵が凝縮されている。



【西村次郎兵衛旧宅(兵庫県^{やぶし}養父市)】

- ・平成10年に西村家第15代当主・西村治一郎氏が土地(敷地約673坪)・建物(延床面積約81坪)を旧八鹿町に寄贈。
- ・国と県の助成を得て全面改修、平成11年に福祉コミュニティ施設「宿南ふれあい倶楽部(養父市立公民館集会場)」に生まれ変わり、子供から高齢者までが集う、地域住民の憩いの場に。
- ・西村家は江戸時代に3代にわたって大庄屋を務め、明治期も兵庫県会議員を出すなど地域行政に200年以上関わってきた。今も生き続ける西村家旧宅は、まさに「宿南地区だけでなく養父郡全体を見つめてきた家」(広報『ようか』553号)であった。
- ・『親子茶吞吐』は、先祖から受け継いだ家や家財も大切に扱い、可能な限り修繕で済まして次世代に引き継ぐことを教えた。次郎兵衛の一念がこの旧宅を守り通し、その心が子々孫々へと引き継がれたことに深い感銘を覚える。



○ドロシー・ロー・ノルト(Dorothy Law Nolte, 1924-2005)「子は親の鏡」(1954)

1924年1月12日生まれ。ロサンゼルス出身。ミネソタ州立大学卒。40代の終わりに英国国立聖職大学で博士号取得。40年以上にわたって家族関係についての授業や講演を行い、家庭教育や子育てコンサルタントを務めた。3人の子どもを持つ母親、2人の孫の祖母であり、ひ孫も6人。2005年11月、家族に見守られながら永眠。

著書『子どもが育つ魔法の言葉』(1998年刊・アメリカ)は、22ヵ国語に翻訳され、世界中で多くの共感呼び、ミリオンセラーとなった。詩「子は親の鏡」は37ヵ国語に翻訳された。



子は親の鏡

けなされて育つと、子どもは人をけなすようになる
 とげとげした家庭で育つと、子どもは乱暴になる
 不安な気持ちで育てると、子どもも不安になる
 「かわいそうな子だ」と言って育てると、子どもはみじめな気持ちになる
 子どもを馬鹿にすると、引っ込みじあんな子になる
 親が他人を羨んでばかりいると、子どもも人を羨むようになる
 叱りつけてばかりいると、子どもは「自分は悪い子なんだ」と思ってしまう
 励ましてあげれば、子どもは自信をもつようになる
 広い心で接すれば、キレる子にはならない
 誉めてあげれば、子どもは明るい子に育つ
 愛してあげれば、子どもは人を愛する事を学ぶ
 認めてあげれば、子どもは自分が好きになる
 見つめてあげれば、子どもは頑張り屋になる
 分かち合うことを教えれば、子どもは思いやりを学ぶ
 親が正直であれば、子どもは正直である事の大切さを知る
 子どもに公平であれば、子どもは正義感のある子に育つ
 やさしく、思いやりをもって育てれば、子どもはやさしい子に育つ
 守ってあげれば、子どもは強い子に育つ
 和気あいあいとした家庭で育てば、子どもは「この世の中はいいところだ」と思えるようになる

